

社会福祉法人神川町社会福祉協議会職員倫理綱領

平成20年4月1日制定

この倫理綱領は、神川町社会福祉協議会が地域福祉を推進するためのあるべき姿を明らかにするとともに、事業を推進するうえで、職員が遵守すべき規範を定めるものです。

1. 個人の尊厳の尊重

私たちは、全ての人々の基本的人権を積極的に擁護し、利用者一人ひとりをかけがえのない大切な存在として尊重します。

2. 生活者としての権利の尊重

私たちは、利用者の生活のあり方や仕組みが、これまで慣れ親しんできた地域社会にあることを基本とし、適切なサービスが利用者本人の意向に沿って行われることを保障します。

3. プライバシーの尊重

私たちは、利用者の生活におけるプライバシーを守り、また、個人の情報が承諾なしに勝手に使用されないことを保障します。

4. 知る権利の尊重

私たちは、利用者が必要とする情報を理解できるようにわかりやすく提供し、利用者の知る権利を保障します。

5. 自己決定の保障

私たちは、利用者があらゆる生活の領域で自らの意思によって選択し、決定する権利を保障します。自己選択・決定にあたっては、十分な説明や同意を得ることに配慮し、また、不当・過度の干渉は行わないことを保障します。

6. 活力ある環境づくり

私たちは、福祉倫理の向上と確立に努め、良心に従い、誠実かつ平等にその職務を遂行します。

7. 自己研鑽

私たちは、最良のサービス提供のために、自らの知識・技術の向上に努めるとともに、高い人間力を身につけます。

8. 地域に開かれた事業運営

私たちは、利用者の地域生活の支援に向けて、現状に甘んずることなく長期的視野にたって、事業に取り組みます。